

鯖江市農業委員会委員候補者の推薦および募集に関する要項

1. 概要

農業委員会委員候補者については、市長が農業者、農業者が組織する団体その他関係者に推薦を求めるとともに、一般的な募集により候補者を求め、委員を決定します。

令和8年7月30日にて委員の任期が切れるため農業委員会委員候補者を次のとおり募集します。

2. 推薦および募集の人数

18名

3. 推薦および募集の期間

令和8年2月27日（金）～令和8年3月27日（金）

4. 推薦および応募の資格

委員の推薦を受ける者および委員になろうとする者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者としてします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は委員となることができません。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

5. 推薦又は応募の方法

該当する推薦申込書（様式1または2）又は応募申込書（様式3）に必要事項を記入し、記名押印又は署名押印のうえ提出してください。

① 提出方法 持参又は郵送（当日消印有効）のみ

② 提出先 鯖江市役所別館3階 鯖江市産業交流部農林政策課

③ 受付時間 平日午前9時から午後5時まで

④ その他

- 持参または郵送以外の方法による提出は受け付けません。（メールおよびFAXによる提出等は不可）
- 提出された推薦書および応募申込書は返却しませんのでご了承ください。
- 法律等の規定により推薦書および応募申込書に記載された事項は、住所を除き、全て公表の対象となりますのでご承知願います。

6. 候補者の選考

農業委員会委員選考委員会の検討を経た後、市議会の同意を得たうえで市長が候補者を任命します。なお、選考委員会では、必要に応じて面接を実施する場合があります。

7. 選考結果の通知

選考結果は、農業委員会委員候補者の決定後に本人宛に郵送通知します。

8. 応募内容の公表について

募集期間の中間および期間終了後、鯖江市のホームページ等で、提出のあった推薦および応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者（個人）については、「氏名」、「職業」、「年齢」及び「性別」
- (2) 推薦者（法人又は団体）については、「名称」、「目的」、「代表者又は管理人の氏名」
- (3) 被推薦者又は応募者の「氏名」、「職業」、「年齢」、「性別」、「経歴」及び「農業経営の状況」
- (4) 被推薦者又は応募者が「認定農業者等」か「認定農業者等に準ずる者」であるか否かの別
- (5) 推薦及び公募の理由

9. 個人情報取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。また、提出された書類に記載された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に対して照会します。

10. 任期

令和8年7月31日から令和11年7月30日まで

11. 職務

農地法等に基づく農業委員会の権限に属する事項（農地転用、農地の無断転用の防止・解消など）についての審議等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などの農地等の利用の最適化に関する事項についての審議等が主な職務となります。

また、現地の確認や農地パトロールも行っていただきます。定期的な会議は、毎月2回の開催です。その他必要に応じ、研修会等にも出席していただくなど、平日日中の活動が中心となります。

1 2. 身分および報酬額

地方自治法第203条の2に規定する非常勤特別職として、鯖江市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

1 3. 推薦および応募の問い合わせ先

〒916-8666 鯖江市西山町13-1

鯖江市役所別館3階 鯖江市産業交流部農林政策課

電 話 0778-53-2234 (直通)

F A X 0778-51-8153

メール SC-NoSeisaku@city.sabae.lg.jp